

第2節 県民参加の森林づくりの推進

1 森林とのふれあい

森林は、水資源のかん養、木材の供給、土砂災害、地球温暖化の防止など、重要な役割を果たしています。

県では、森林にふれあう機会や森林整備を体験する機会を創出するなど、県民参加の森林づくりを推進しています。（表3-19）

表3-19 平成23年度 「森林とのふれあい」 イベント

イベント名	時期	場所	内容
みどりの感謝祭	平成23年4月29日	県民の森	緑の少年団活動発表、森の散策、緑の教室、苗木配布
「九州森林の日」植樹祭	平成23年11月13日	桜島	植樹活動、緑の教室、苗木配布

2 森林環境税の導入

森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図ることを目的に、平成17年度から森林環境税を導入し、平成21年度に課税期間を平成26年度までの5年間延長したところです。

この財源を活用して、手入れの遅れた森林の間伐や荒廃竹林の整備、県産材の利用拡大の取組など森林の保全を図るための施策、森林・林業に関する学習・体験活動への支援、森林環境教育の推進、森林ボランティアの育成など、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策を県民と一体となって行っています。

第3節 緑の空間の保全・整備

緑は、日常の生活において、人々にゆとりやうるおいをもたらすとともに、水、大気などの浄化機能や動植物の生息地又は生育地を確保する等、自然と人間が共生する生活環境を形成する上で重要な役割を担っています。

1 都市公園

都市公園は、道路、広場と一体となって都市の骨格を形成し、都市の無秩序なスプロールを防止し、あるいは良好な風致景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツ・レクリエーションの場の提供、公害・災害の発生の緩和、また、避難・救援活動の拠点地となり、さらには大気の浄化、浮遊ばいじんの捕捉、防音、遮熱等、非常に多くの機能を有する都市の根幹的施設です。

2 都市公園等の整備状況

本県における都市公園等（カントリーパークを含む。）は、平成23年3月末現在、19市14町において、1,219箇所、約1,879haが開設されており、県民1人当たりの都市公園等面積は、13.4㎡です。（資料編5-(1)）

3 街路緑化

県管理道路において、うるおいのある都市環境や沿道景観の形成を図るため、地域に適した植栽を行っています。

4 緑化の推進

県民と民間企業・団体・行政のパートナーシップや、県民総参加による緑化の推進に取り組んでいます。

第4節 水辺空間の保全・整備

渚や川辺、湧水等の水辺は、生産の場、国土保全の場として機能しているほか、水や動植物とのふれあいの場としての利用など人々の生活にとって貴重な価値を持つ空間となっています。

また、平成の名水百選に選定された甲突池（鹿児島市）や唐船峡京田湧水（指宿市）、普現堂湧水源（志布志市）、ジッキョヌホー（知名町）をはじめ各地に湧水や流水があり、地域の人々に親しまれています。

1 河川的环境整備

県では、河川が水と緑のオープンスペースとしてうるおいを与え、地域におけるふれあいの場となることから、河川事業による河川の整備などにより水辺に親しむ施設や自然環境に配慮した河川の整備を進めています。また、砂防事業においては、多様な自然環境を保全し、次世代へ引き継いでいくため、「鹿児島県溪流環境整備計画」に基づき、地域の特性に応じたキメ細やかな溪流環境の整備を推進しています。（資料編5－(2)）

2 港湾的环境整備

本県の港湾は県民の輸送基盤の根幹をなし、地域物流の拠点として重要な役割を担っています。近年、社会情勢の変化の中で従来の物流・産業の面のみならず、文化・レクリエーションの面も合わせ持ったウォーターフロントとしての港湾に期待が高まっています。

港湾の環境整備については、港湾利用者・周辺住民が、海とふれあうことのできる快適で賑わいのある空間や緑地・広場等の整備を行っています。（資料編5－(3)）

3 漁港的环境整備

漁港は、漁業生産活動の拠点であるとともに、漁村地域の住民にとっては日常生活の場でもあることから、快適でうるおいのある漁港空間を形成するために、水辺に親しむ施設や、緑地・広場などの整備を行っています。（資料編5－(4)）

4 海岸的环境整備

海岸環境整備事業などにより自然環境や生活環境に配慮しながら、うるおいのある海岸空間の整備を行っています。（資料編5－(5)）

第5節 景観の形成

本県は、広大な県土の広がりの中に、多彩で豊かな自然や歴史・文化資源に恵まれており、人々の生活との調和が生み出す美しい景観は、本県の大きな魅力になっています。

また、うるおいと安らぎのある良好な生活環境に対する県民ニーズの高まりの中で、誇りや愛着の持てる個性豊かな美しい景観づくりが求められていることから、県では、本県の特徴を生かし、県、市町村、県民、事業者等が一体となった景観形成を推進するため、鹿児島県景観条例に基づき、平成23年度には以下の事業を行いました。

1 景観形成の普及啓発

(1) 景観セミナーの開催

専門家、実践者等がディスカッションや地域住民の方々との意見交換などを行い、地域の特性を生かした景観形成の取組を促進しました。

(2) 景観表彰の実施

良好な景観形成に特に功績のあった1団体に対し、表彰を行いました。

2 景観形成の実践活動への支援

(1) 景観アドバイザーの派遣

市町村や地域づくり団体等による地域の特性を活かした景観づくりを支援するため、まちづくりや緑化等の専門家を景観アドバイザーとして派遣しました。

(2) 地域ぐるみ景観づくり活動支援

良好な景観の形成に関し、地域ぐるみの景観形成の促進に資すると認められる団体を「景観づくり推進団体」として認定し、取組に当たって必要な物品を支給しました。

3 景観法を活用した取組の推進

地域における良好な景観の形成を促進するために、景観法に基づく景観行政団体（平成22年度末時点18市町）になっていない市町村に対し景観行政団体になるよう働きかけを行いました。

4 景観に配慮した公共事業の推進

(1) 鹿児島県公共事業景観形成基準の策定

景観に配慮した公共事業の実施を推進するため、平成20年5月に策定した鹿児島県公共事業景観形成基準に基づき公共事業を実施しました。

(2) 職員研修の実施

県の技術職員に対し、景観形成について研修を行いました。